

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

刈谷市立朝日中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないように、学校全体で組織的に指導に当たっていく。その際、どんなことがあっても「いじめは絶対許さない」という毅然とした対応に心がけると共に、迅速かつ誠意ある対応に努めていく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。校訓「まごころ」あふれた生徒に育てるため、学校教育活動全体を通し、「心を育む」取り組みに重点を置く。そして、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに心がける。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、情報交換を密にし、組織として対応する。そのため、総務・学年主任会を「特別支援教育、いじめ・不登校対策推進委員会」として位置付け、日頃からの学年会や生徒指導部会の情報をいつでもキヤッチし、助言できるよう、連携を密にし、対応に当たっていく。

(1) 「特別支援教育、いじめ・不登校対策推進委員会」（総務・学年主任会・養護教諭等）、 「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」（全職員）の設置

①委員会のメンバー

ア「特別支援教育、いじめ・不登校対策推進委員会」（毎週1回、総務・学年主任会と兼ねる）

- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援主任（必要に応じて、保健主事、スクールカウンセラー、スクール・ほっと・アシスタント、心の教室相談員を加える）

イ「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」（毎月1回、全教職員）

- ・全教職員

②各委員会のねらい

ア「特別支援教育、いじめ・不登校対策推進委員会」

- ・学年会や生徒指導部会からの情報を共有化し、現状把握と今後の具体策を練る。事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、サポートを行う。

- ・インターネット上のいじめでは、インターネットに詳しい教員を加えたり、警察等の関係機関との連携を図ったりして、サポートを行う。

イ「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」（毎月1回、全教職員）

- ・全教職員で情報を共有化し、現状把握と今後の具体策を確認する。
- ・全教職員で温かく見守る。

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

ア 取り組みの検証（PDCAサイクル）

学校評価アンケートを行い、学校における「いじめ防止対策」の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・「特別支援教育、いじめ・不登校対策推進委員会」で検討した内容を職員会議で報告する。
- ・いじめが起こらない学校づくりを、生徒会中心に推進していくことを共通理解する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・生徒会を中心に、いじめ防止の活動を積極的に企画・推進する。
- ・随時、学校だよりやホームページ、各種会議等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を継続的に行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校・学年・学級づくりを進める。（横のつながりはもちろん、縦のつながりを大切にした諸活動を仕組む）
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ③ 地域におけるボランティア活動への参加を奨励し、人の役に立つ経験を通して自己有用感を高めさせるとともに、生徒のよさに目を向けていただけるような、地域との関係づくりに努める。
- ④ 学校教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ると共に、体験活動を推進し、いのちの大切さや相手を思いやることの大切さを実感させる取組を充実させる。
- ⑤ 「全校討論会」の機会を積極的に設け、「全校生徒の前で発言する」「一人の発言を全員で聞く」経験を通して、互いの存在を大切にする意識を高めさせる。
- ⑥ 「無言清掃」の実施を通して、心を落ち着けて一つのことに集中する経験を積み、自分の気持ちをコントロールする力を身に付けさせるとともに、互いに気持ちよく生活するための環境づくりへの意識を高めさせる。
- ⑦ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者や被害者にならないよう継続的に指導する。
- ⑧ 現職教育を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- ⑨ 教職員の言動が、いじめを助長することがないように指導の在り方について細心の注意を払う。
- ⑩ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応する。
- ⑪ 保護者のいじめに対する意識を高めるために、情報提供などの啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 生活アンケートや面談を定期的実施（年間5回：5月連休明け、6月末、9月初、11月上旬、1月末～2月初め）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境づくりに努める。（生活ノートやまごころコーナーでの対話、学級通信、学校だより「まごころ」、ホームページ等による情報発信 など）
- ③ スクールカウンセラーや心の教室相談員との相談日をたより等で紹介し、いつでも、どこでも、だれとでも、相談しやすい環境づくりに努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら、学年で情報を共有化し、迅速かつ誠実に対応する。
また、生徒指導部会に報告するとともに、「特別支援、いじめ・不登校対策推進委員会」を中心に組織的に対応する。
(危機管理の「さしすせそ」を心がける。「さ」：最悪を想定して 「し」：慎重に 「す」：すばやく 「せ」：誠実に 「そ」：組織的に)
- ② 被害生徒を守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら指導に当たる。必要に応じて、スクールカウンセラーや警察署、子ども相談センター、すこやか教室、子育て支援課、児童相談所等の関係機関との連携のもと取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 学校における平時からの備え

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ重大事態が発生した際には適切な対応がとることができるよう、平時から法、基本方針、ガイドライン（R6 8月改訂版）、生徒指導提要进行を理解しておく。
- ・学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対応において実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

(2) 重大事態が生じた場合

- ・速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(3) 学校が調査を実施する場合

- ・「特別支援教育、いじめ・不登校対策推進委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。事案の内容によっては、警察署と連携を図る。

(4) 生徒・保護者から申し立てを受けた場合の対応

- ・重大事態の申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・申し立てを受けたが、いじめの事実等を確認できていない場合は、必要に応じていじめ防止対策推進法23条第2項の規定に基づき、学校いじめ対策組織において必要な聞き取りやアンケートを行う。

(5) 対象生徒・保護等に対する調査実施前の事前説明

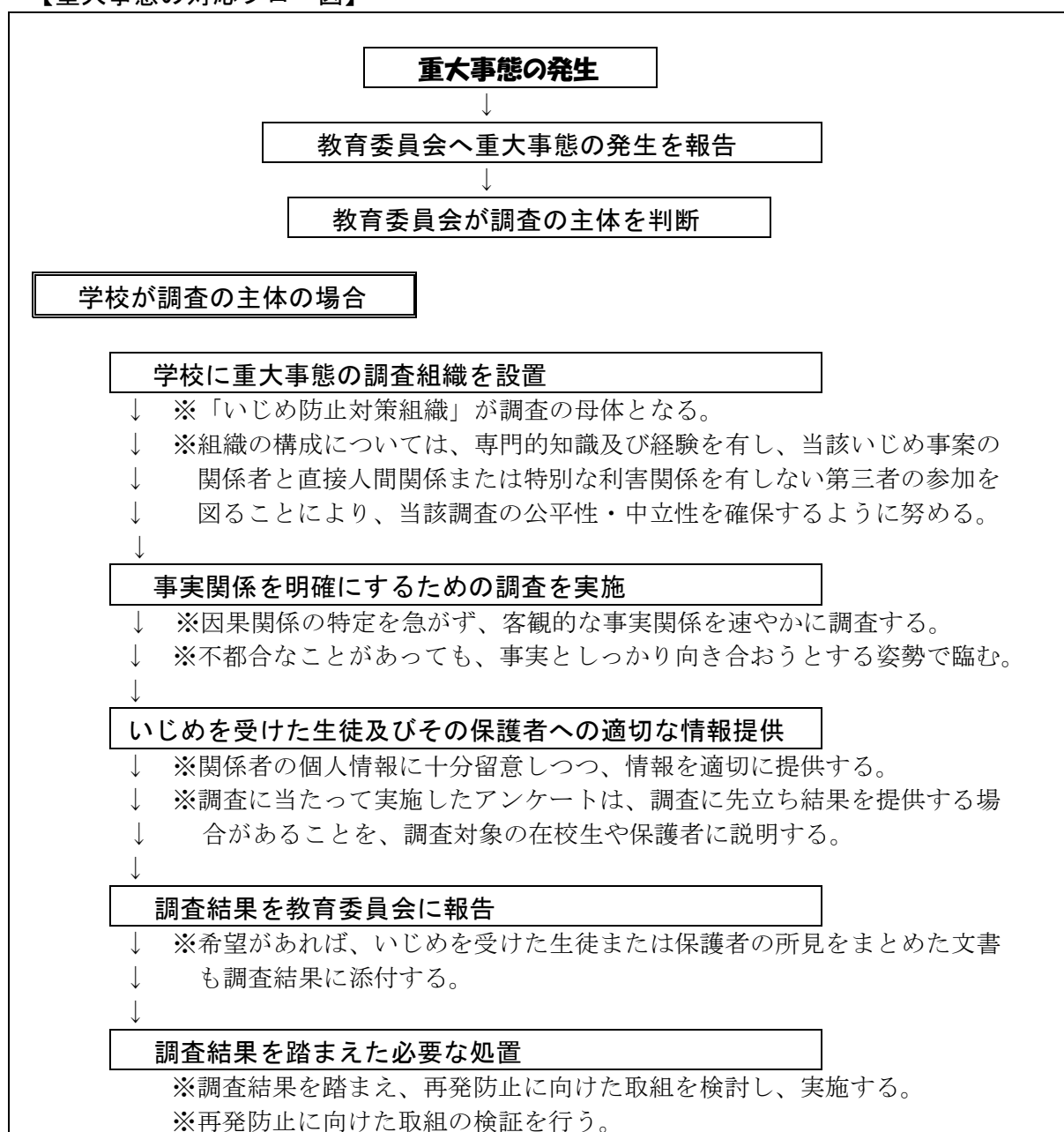
- ・調査を始める前に対象生徒・保護者への事前説明を行う。その際には説明事項をリスト化して、説明内容を見える化する。
- ・速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項の2段階に分けて分けて行う。

(6) 重大事態とは？

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【重大事態の対応フロー図】



【取組の年間計画】

	特支教育、いじめ・不登校対策推進委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○新年度の生徒の状況把握と対応 ○携帯・スマホ安全教室の企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○SHA、心の教室相談員やSCの生徒・保護者への周知 ○心の相談室・保健室・ほっとルームの情報の周知 ○学級開き・学年開き ○市長杯激励会 ○携帯・スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の取組・保護者への周知 ○心の相談室・保健室の情報の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会等で「学校いじめ基本方針」の説明 ○市長杯激励会公開 ○学校支援会議 ○授業参観 ○携帯・スマホ安全教室の公開
5月			<ul style="list-style-type: none"> ○面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポート会議 ○学校運営協議会で「学校いじめ基本方針」説明
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」結果の分析と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行（3年） ○学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施 ○授業参観・PTAバザー ○学校保健委員会の公開
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○温かく見守る生徒把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○選手権大会激励会 ○保育体験学習（3年） ○三者懇談会 ○温かく見守る生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者懇談会 ○校外補導
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○温かく見守る生徒への声かけ 		<ul style="list-style-type: none"> ○校外補導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の生徒の状況把握と対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○林間学校（2年） ○新人戦激励会 ○体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校教育講演会（市） ○新人戦激励会公開 ○体育大会
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○合唱コンクール ○文化祭 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育懇談会 ○合唱コンクール・文化祭公開
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」結果の分析と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○資源回収 ○薬物乱用防止講座（3 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○資源回収 ○「生活アンケート」

		年) ○学校保健委員会講演 ○職場体験学習（2年）		の実施 ○学校運営協議会 ○学校保健委員会講演の公開
12月	○人権週間の取組へのサポート ○学校評価アンケートの実施	○人権週間の取組 ○保育体験学習（3年） ○三者懇談会 ○学校評価アンケートの実施（生徒）	○三者懇談会	○三者懇談会 ○学校評価アンケートの実施（保護者）
1月	○3学期の生徒の状況把握と対応 ○学校評価アンケートの検証→改善策	○福祉実践教室（1年） ○公立相談会（3年）	○面談 ○公立相談会（3年）	
2月	○「生活アンケート」結果の分析と対策		○「生活アンケート」の実施	○学校運営協議会で学校評価アンケート結果・「自己評価」の課題検討の実施
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会 ○卒業式 ○校外体験学習（1年・2年）		○卒業式参観
通年	○校内の特別支援教育、いじめ・不登校に関する情報収集 ○対応策の検討	○心を育む講演会の実施 ○道徳教育、体験活動の充実 ○生活ノートや見守り ○分かる授業づくり	○SCやSHA、心の教室相談員による教育相談 ○健康観察の実施 ○生活ノートや見守り	○交通指導（あいさつ）

- ・平成26年4月1日制定
- ・令和6年4月1日改訂
- ・令和7年4月1日改訂
- ・令和8年4月1日改訂